

J R 西日本グループ 公正取引コンプライアンスポリシー

本ポリシーは、J R 西日本グループが、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（独占禁止法）及び「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（中小受託取引適正化法）並びにこれらの関連法令、事業活動を行う諸外国の競争法（以下、総称して「独占禁止法等」という。）を遵守し、公正かつ自由な競争及び取引慣行を確立・維持することを目的として定めます。

（適用範囲）

第1条 本ポリシーは、J R 西日本グループ各社及びその役員・社員（取締役、監査役、執行役員、理事その他の役員及び従業員（契約社員を含む）をいう。以下、「社員等」という。）に対して適用されます。

（公正取引の推進）

第2条 J R 西日本グループは、競争事業者との公正かつ自由な競争を通じて、安全でより良いサービスを適正な対価でお客様に提供します。

2. J R 西日本グループは、取引先の皆様との間で付加価値の向上につながる適正な取引を推進し、取引先の皆様と共に成長できる持続可能な関係を構築します。

（法令遵守）

第3条 J R 西日本グループは、法令の遵守が企業活動の大前提であることを認識し、独占禁止法等違反を惹き起こす可能性のある行為を一切容認しません。

（禁止事項）

第4条 J R 西日本グループ及びその社員等は、競争事業者同士が互いに事業活動を拘束又は遂行することにより、公共の利益に反して競争を実質的に制限する行為（カルテル、入札談合、その他独占禁止法等が定める不当な取引制限）を行いません。

2. J R 西日本グループ及びその社員等は、取引先の皆様との事業活動において、公正かつ自由な競争を阻害するおそれのある行為（再販売価格の拘束、差別対価、不当廉売、共同の取引拒絶、優越的地位の濫用、その他独占禁止法等が定める不公正な取引）を行いません。

3. J R西日本グループ及びその社員等は、取引先の皆様に対して、買ったたき、受領拒否、返品、代金の減額、支払遅延、その他中小受託取引適正化法に違反する行為を行いません。

(教育)

第5条 J R西日本グループは、本ポリシーが J R西日本グループ各社の事業活動において適切に施行されるよう、その社員等に対し、適切な教育活動及び啓発を行います。

(遵守体制)

第6条 J R西日本グループ各社社長は、自社の社員等に本ポリシーを遵守させる責任を負います。

2. J R西日本グループ各社の社員等は、独占禁止法等又は本ポリシーに違反する行為もしくはそのおそれがある行為を発見したときは、直ちに、自社又は西日本旅客鉄道株式会社のコンプライアンス推進担当部門、法務部門もしくは通報・相談窓口に報告します。
3. J R西日本グループ各社の社員等は、独占禁止法等又は本ポリシーに関する質問もしくは懸念があるときは、速やかに、自社又は西日本旅客鉄道株式会社の法務部門に相談します。